

二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づき、地域医療において救急医療を中心に各医療機能の本来の役割を果たし、通常診療から救急医療に至るまで一連のサービスを洩れなく提供することを目的として、平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知別紙）に基づき造成された基金を財源の一部として予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、脳卒中や心臓病その他の循環器病の急性期を始めとする救急医療の場面において、二次救急医療機関及び三次救急医療機関がリアルタイムで医用画像等の情報共有を行うためのシステム（以下「情報共有システム」という。）を導入・活用する取組とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に所在する二次救急医療機関及び三次救急医療機関とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表の第2欄に定める経費とし、補助金の額は次のとおりとする。なお、補助対象となる基準及び条件は同表の第4欄のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書等を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金と補助対象事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助対象事業により導入した情報共有システムの運用を開始した時点から、短くとも5年間は継続的に、導入した情報共有システム又は同等以上の機能を有する後継システムを医療機関間の情報共有の用に供さなければならない。
- (10) 補助事業者は、情報共有システムの提供事業者が情報共有システムの運用状況にかかる情報を知事に提供することに同意するものとする。
- (11) 補助事業者は、県が別に実施する事業の有効性を検証する取組等(導入前後での実績比較、運用ルールにかかる意見提供など)に協力しなければならない。

2 前項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の配分の変更で、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の20%以内の変更
- (2) 補助対象経費の額が基準額を超えている場合で、基準額を下回らない範囲での補助対象経費の変更
- (3) 補助対象経費の額が基準額を下回っている場合で、補助金の額の10%以内の減額
- (4) その他知事が軽微な変更であると認めるもの

(交付決定前着手届)

第8条 申請者がやむを得ない事由により第6条の規定による交付の決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画について変更(第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。)を行

おうとするときは、二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助金の概算払）

第11条 この補助金は、知事が必要と認める場合にあっては、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者が、概算払を受けようとするときは、二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（指示及び検査）

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第14条 知事は、前条に規定する実績報告書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第11条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、二次三次医療機関間情報共有システム導入支援事業費補助金消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第7条第1項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

（2）第10条の規定に違反したとき。

（3）第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 機関あたり 6,479千円	医用画像等の情報共有システムの導入にかかる経費 （需用費、役務費、委託料、備品購入費、その他知事が認める経費）	2分の1
4 補助対象となる基準及び条件		
1 情報共有システムについては、下記の条件を満たしていること。 （1）医療用画像管理システム（PACS）に格納された画像情報（DICOM）及び関連情報の共有機能を有すること。 （2）任意のPACS製品と連携可能であること。 （3）今後の参加機関の拡大を考慮して、相互互換性や拡張性を有すること。 （4）強固なセキュリティを確保するために、次を満たすものであること。 ア 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」（経済産業省・総務省）を遵守したものであること イ 病院ネットワークとクラウドシステム等の外部システムとの接続については、セキュアなネットワーク（IP-VPN、IPsec+IKE等）での接続に対応すること ウ 利用端末については、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末に対応するものとし、BYODも想定して端末に情報を残さない仕組みとするなど、セキュリティを確保すること （5）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく認証又は承認を受けた医療機器であること。 2 情報共有システムの利用にあたっては、下記の条件を厳守すること。 （1）システム導入医療機関は、利用者を管理するためのシステム管理者を配置する。 （2）システム管理者は、各診療科及び診療部門の依頼を受けて、利用者のアカウント作成、アカウント権限（病院間の連携において、自病院の画像を相手病院の利用者が閲覧する際の閲覧権限等）の付与、グループへの登録・削除作業を行う。 （3）システム管理者は、システム管理者の指示に従って前項の作業を行うシステム担当者を、システム管理者の責任及び管理において必要に応じて配置する。 （4）システム管理者及びシステム担当者は、自施設のテナントコード、パスワード等を厳重に管理し、これを外部に漏洩しない。 （5）次の各号に掲げる者のみが利用する。 ア、当該システム導入医療機関に所属する職員であり、医療機関の長より運用を許可されている診療科・診療部門に所属している者 イ、その他各医療機関の長が特に許可した者 （6）利用者は離職や退職により利用資格を失ったとき又は申請内容に変更があったときは、システム管理者に届け出なければならない。 （7）システム管理者又はシステム担当者は、利用資格を失った者の登録を、随時抹消する。 （8）システム管理者、システム担当者及び利用者は、当該システムに保存された全ての患者の診療情報が外部に漏洩することのないよう適正に管理及び利用しなければならない。 （9）患者画像は、個人を直接特定できる情報を当システムにより削除する。別の患者の画像と取り違えることがないように十分に注意し、アップロード前に確認を行う。 （10）病院間の連携において、当該システムへ患者情報を書き込む際には、個人を直接特定できる情報の記載は行わない。 （11）当該システムへ転送した画像は、定期的に消去する。 （12）厚生労働省「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」最新版のチェック項目について、補助対象事業の実施年度中にすべて実施できるよう取り組む。		